## 表題:第21回瑞穂町の協働を考える会議 概要

- 1 日 時 平成27年1月13日(火曜日) 18時35分から20時10分
- 2 場 所 町民会館第1会議室
- 3 出席者 (構成員) ※以下出席者について敬称略

榎本和己、加戸佐織、川口尊、古宮郁夫、清水久央、中沢清 野本多恵子

(瑞穂町協働施策推進アドバイザー)

计山幸宣

(事務局)

横澤和也(住民部長)、古川実(住民部地域課長)、水村探太郎(住民部地域課地域係長)、吉岡佐知代(住民部地域課地域係主任)

4 欠席者 (構成員)

近藤隆幸、香取幸子

- 5 議 題 1 議会と協働について
  - 2 協働宣言の実現に向けた提言について
  - 3 その他
- 6 配付資料 1 次第(当日配付)
  - 2 第20回瑞穂町の協働を考える会議まとめ(事前配付)
  - 3 提言書(案)[2次修正](事前配付)
  - 4 提言書修正意見概要(事前配付)
  - 5 議会と協働について(事前配付)
  - 6 瑞穂町町民意識調査報告書〔概要版〕(事前配付)
  - 7 提言書(案)〔全文〕(当日配付)
- 7 開会

古宮座長

## 議題1 議会と協働について

#### 事務局説明

- ・ 第6回会議中、辻山先生から、協働宣言後の議員の立場等と今後の関わり方に ついて議論した方が良いとの意見があったことについて説明
- ・ 議会のしくみ及び長期総合計画における位置づけを説明
- ・ 協働のまちづくりにおける議会の関係を説明

### 【意見】

- ・ 議員の方にも協働について住民や行政と同じように共通意識として理解して もらいたいです。役割は違ったとしても議会での報告が違ってしまったら困り ます。条例を作成するときなどに関わった時に判断基準がバラバラでは、違っ たものになってしまうかもしれません。
- ・ 協働事業として予算枠があった場合、議会が全てをチェックしてふるいにかけられてしまうと困りますので、予算の振分けなどに対して議員の方の共通意識が大切なのではないでしょうか。
- ・ 議会が協働事業に対して理解しているかというところで、大きく変わってしまう可能性もあるように思います。
- ・ 各課の協働への取組みの一覧表を拝見した時に、協働の捉え方が違っていた中で、各課が協働事業として取り組んでいた活動にばらつきがあったのが気になります。そこを整理して議員の方にも理解してもらうことが議会との関わりではないかと思います。
- ・ 協働でできると思って一生懸命やっていても、それは協働ではないと思われ、 予算がつかないということも可能性としてあると思います。
- ・ やり方として、行政側からことをやりたいことを申し出て予算をつけて事業を 実施していくのか、住民の意見を集約したものについて予算をつけて事業を実 施していくのかでも、大きな違いが出てくるのではないでしょうか。

## 結 論

- ・協働に対する理解・共通認識を持っていただきたいなどの意見がありました。
- ・ 構成員がそれぞれ、今後協働に関わっていく中で、議会との関係を共通認識と して持っておくということでまとめられました。

## アドバイザーからの講評等

- ・ ほぼ意見は出揃っていると思います。整理すると、協働というものは元々執行 段階の話なので議会はいません。議会は立法段階の話です。
- ・提言書にあるように、システムとして定められた手続きによって協働の提案をして、それを第3者が審査するという仕組を誰がつくるのかとなった時に、議会で条例化した方が良いのではないかとの議論があります。それは立法の役割としてどのような手続きで受け付け、誰が責任を持って調整するかという仕組をつくるのが議会の役割となります。協働の予算を考えていく際にも、議会の議決が必要になりますので、そのようなことが議会と関わってくる部分だと思います。

# 議題2 協働宣言の実現に向けた提言について

#### 事務局説明

- ・ 前回いただいた意見を抜粋(資料3)し盛込んだものが資料2の網掛け部分と なっている。具体的には、前段の文章は修正し、下段の文章は具体案や先進事 例の欄を削除した。
- ・ 全体像を示しているものが資料6となる。

## 【提言の内容に関する意見】

- ・ 前回の提言書は誰に対して提出するのかとの議論もありました。今回はそこが きちんと「町長」であると分かるようになってきています。
- ・ 資料6の6ページの第2章提言の作成中の所に資料2の2次修正がそのまま 入るということですか。→ (事務局) そのとおりです。今、議論しているもの がここに入ります。
- ・ 第1章を新しくつけ足したのですか。→ (事務局) そのとおりです。第1章と 資料編の1からその3までが追加されています。ここでは第2章の提言を決め ていく訳ですが、第2章がここに入ったときに、全体的にどうかを見ていただ きたいと思います。
- 修正意見とはこれは修正したものですか。→(事務局)網掛けの部分は前回の 会議で出た意見を調整し、修正したものです。
- ・網掛けの部分に議会と行政のことが入っていますが、提言書としての表現としては、この程度になると思います。
- ・ 資料2の1ページにある「お願いいたします」と言いながら、具体的の所では 「しましょう」となっています。これは、行政で使用している言葉の言い回し ならばこれで良いのですが、「お願いします」と言いながら「しましょう」は おかしい気がします。
- ・ 前々回の会議だと思いますが、案として出された文章は謙遜した感じの表現だったと思います。それだと弱すぎるので言い切った方が良いということで、このような文章に変えた経緯があったと思います。
- ・ 主旨が明らかになって町長に回答するのに「これでお願いします。」と言うならば「しましょう」より「してください」という方が良いのではないでしょうか。一貫して「お願いします」と提言の主旨を伝えているので、他の所も「してください」という方が良いのではないでしょうか。「しましょう」だと町長に預けながら、また一緒にやりましょうと言う感じになってしまうと思います。
- ・ 今までそれぞれの意見の言い回しを検討してきた中でこの文章が出てきたと思います。

- ・「定められた手続きによって提案された内容を客観的に審査する機関を設けましょう。」と書いてありますが、「その様な組織を設けてください。」と言いたいですね。→(事務局)以前は「考えられます」との言い回しでしたが、この表現だと弱いのではないかとの意見がありましたので、事務局で事例等を調べたところ、この様な書き方をしているところがいくつかありましたので、表現を変えさせていただいた経緯があります。
- ・「しましょう」ではなく「してください」の方が強制力として強くなるということですよね。ここで「設置してください」とした場合にその次のステップに進むことが決まってない状態で「設置してくだい」と言い切れないところがあるのではないでしょうか。これまでの提言書に基づいた形の言い回しでまとめられたものになったのではないかと思います。前回の時に様々な意見が出た中では、あまりにもきつい表現よりも「これからやっていきましょう」というニュアンスの意見を重視した形でこれが作成されたような気もします。
- ・ この前の修正意見の中で、事務局から「後になって不具合が発生してしまうことも考えられる。」が意味合いとしては、この文章の言い方が絡んでくる気がします。ただ、不具合とはどんなものなのかは、はっきりしませんが、そこも考慮した中での言い回しのような気がします。
- ・ 内容は良いと思います。しかし、この会議が町長に対して「しましょう」とい うことは、まだ完全に切れていなく、「一緒にしましょう」という意味にとれ るので、そこはどうなのかなと思います。
- ・ 委員の意見に「スタートする前提であることを入れてもらえば、そんなにはっきりと入れなくても良いと思います。」や「これからが協働のまちづくりのスタートなので、町民と行政が一緒になってやっていくような意味合いが入っていれば良いと思います。」とあり、まさしくその通りと思いますが、「一体となってまちづくりを進めていただくことをお願いいたします。」に全てが係っていると思いますので、ニュアンスを少し変えるのはどうでしょうか。
- ・ 「お願いします」は全体のお願いなので「しましょう」でも「してください」 でもどちらでも良いと思います。具体的に何をやる状態ではないので「しましょう」になっていると思います。
- 言い回しや言葉遊びになってしまうのはどうかと思います。
- ・ 広い意味でいえば、「しましょう」で良いと思います。広い意味でこれからも やっていくのですから。ただ、それでひとつのけじめとしてこの思いを託すと いう言葉を「しましょう」で良いのかどうかです。
- 町長に丸投げしてしまうのではく、一緒にやっていく意味は変わらないと思います。

- ・ 協働を考える会議のメンバーとして協働について2年間かけて考えてきたので、協働に対する意義を分かった上で地域の中で関わっていくことはあると思います。気持の部分は一緒にやっていこうという部分があると思いますので、そこまでこだわらなくても良い気もします。
- ・ 結局、私たち委員の名前は残るので、妥協ではなくこれが皆の共同作業の中で すり合わせしてでた結果であって欲しいと思います。
- ・ 資料2の網掛けの中で「お願いいたします。」となっていて、(1)の8行目には「わかりやすく伝えていくことが重要です」としっかりと言い切っています。 そして、具体例として「しましょう」と表現されています。具体例なのでこんなことしたら良いのではと捉えて「しましょう」と言う表現でも、それほど気にしなくても良いのではないでしょうか。
- ・ それぞれ「必要です」「重要です」と言い切っていますので、これで良いと思 います。
- 具体的に対しては「しましょう」よりも「する」の方が自然的と感じがします。
- ・ 町長に対しての提言するもので最終的には町長が判断するとは思いますが、言い切ってしまうとあまり良くないと思いますので、判断する余地を残しておく 方が良いと思います。
- ・ 具体的なところはやってもらいたいですが、1つの案として考え、やってもら うのはこれだけではない訳ですよね。
- ・ まとまってみると曖昧だという受け取り方をされることもあると思いますが、 提言書として最終的にまとめるとなると幅を持たせるようになっているので はないのでしょうか。
- ・ 提言書を出す相手は誰となった時に、町長とはっきり記載されたことも良かっ たのではないでしょうか。
- 1人だけで送られてきた資料を見るのではなく、会議で皆と話すことで再認識できることがあるので、後ではなく今言えることが良いと思います。
- ・ 「なお、提言は町に行うものですが、町民やNPO団体、事業など瑞穂町に関わる方々にも、この提言書の趣旨が広く行き渡り、ともにまちづくりしていくための参考としていただければ幸いです。」とあり、町長に対して「しましょう」と言うものではなく、他の人にも見せるようなっていて、皆でやりましょうとなっているので、このままの「しましょう」でよいと思います。

### 【提言書全体に関する意見】

- 2ページの「はじめに」の下から3行目「なお、提言は町に行うものですが」となっていますが、提言の内容の部分では「町長のご理解」となっています。
  → (事務局)「町長」に修正します。
- 「町」を使わないとすると、7ページの下から4行目に「町」とありますがこれも変更するのですか。ここは「町長」とするのはおかしい気がします。
- ・ 「町長も調整力を発揮し」になるのはおかしいですね。 7 ページは「町」のままでお願いします。
- この提言書の中に「町」はたくさん出てきます。
- ・ 「町」と言った場合に町長を指すのか、行政組織を指すのか分かりづらいと思います。
- ・ ここでいう「町」とは何かが分かるようにすれば良いと思います。例えば米印 をつけるなどです。
- 「町」というと「役場」と感じます。
- ・ 構成の仕方は、町が作成しているものに準じていますか。→ (事務局) そのと おりです。
- 9ページのところは、子どもの素直なご意見を入れて頂いて、本当に基本となるところだと思います。
- ・ 提言書全体の資料を頂いたのが今日でしたので、これを持ち帰り、次回の会議 までに気が付いたところなどを発言できたらと思います。

### 結 論

- ・ 資料2の3ページの(3)「(仮称)職員の意識改革」については、協働の仕組 みづくりも大事であることが記載されていることから(辻山先生指摘)、タイ トル「(仮称)職員の意識改革」を「協働の仕組みづくりと職員の意識改革」 に修正することとしました。
- ・ 提言の内容について全員一致で承認されました。
- ・ 2ページの「はじめに」の下から3行目「なお、提言は町に行うものですが」 の「町」を「町長」に修正することとしました。
- 「町」などの表現について、考え方を整理することとしました。
- ・ 提言書の全体的なことについての意見は早めに事務局に連絡することとし、意 見を調整しながら、来月早々に資料を配付することとしました。

## アドバイザーからの講評

- いずれの書き方の受け取り方でも差はないだろうと思いました。
- ・ 資料2の3ページの(3)「(仮称) 職員の意識改革」とありますが、その中に「協働の原則に立ち返ることが重要です」と「役割意識を変えていくことが必要です」となっており、具体的の部分になると1と2は職員の意識、職員に対してこうしましょうとなっています。3は組織間の横の繋がり4は協働のシステムづくりに関してのことが入っていますので、(3)のタイトルを「協働の仕組づくりと職員の意識改革」としておくことで、協働の仕組みづくりも大事ですということで落ち着きが良いのではないかと思いました。具体的の3と4を意識の問題とされてしまうと少し違う感じがしました。
- 「市」や「町」というと最低でも3種類の意味があります。政府を指すときに「市」と言う場合もあります。「市は○○をする」など条例でよく使います。 もう1つは地域を表す言葉、そして、住民と地域を含む地域団体、これは領域 団体とも言い、領域を管理する団体を表す言葉です。そこを区別し整理すれば 良いと思います。
- 「役場」というと「議会」も含まれます。

# 議題3 その他

#### 事務局説明

- ・ 広報1月号に宣言文を掲載
- ・ 次回の会議日程を調整